

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月28日
【会社名】	株式会社エスプール
【英訳名】	S-Pool, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 浦上 壮平
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目15番3号
【電話番号】	(03)3517-6633 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部担当 佐藤 英朗
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目15番3号
【電話番号】	(03)3517-6633 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部担当 佐藤 英朗
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,276,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 402,276,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	420個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	3,276,000円
発行価格	新株予約権1個につき7,800円(新株予約権の目的である株式1株当たり7.8円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年12月16日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エスプール 管理本部 東京都中央区日本橋二丁目15番3号
払込期日	平成25年12月16日(月)
割当日	平成25年12月16日(月)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店

(注)1. 第2回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成25年11月28日(木)の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社エスプール 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式420,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、950円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又は係る交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割当てる場合を除く）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所「JASDAQ」市場(以下、「JASDAQ」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>402,276,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p>

	<p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成25年12月17日から平成27年12月16日までの期間とする(なお、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。)。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社エスプール 管理本部 東京都中央区日本橋二丁目15番3号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる時は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>3. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p>

	<p>新たに交付される新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類</p> <p>再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件</p> <p>本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約(以下、「本契約」という。)に基づき、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」という。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」という。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(1,235円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(1,425円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近7連続取引日(条件成就の日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社と当社代表取締役会長兼社長である浦上壮平氏が締結した株式貸借契約の範囲内(130,000株)とすることとしております。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、係る行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとします。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の

行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生します。

#### 4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。

#### 5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じるものとします。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役に一任するものとします。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とするものとします。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
402,276,000円	5,600,000円	396,676,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(3,276,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(399,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用2,000,000円、登記関連費用1,600,000円、弁護士費用1,000,000円、その他諸費用(株式事務手数料、外部調査費用)1,000,000円となります。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

### (2) 【手取金の使途】

具体的な資金使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
株式会社エスプールプラスが展開する障がい者雇用支援サービスのための農園の用地取得及び建設	300	平成25年12月～平成28年11月
人材派遣等の事業の取得	96	平成25年12月～平成28年11月

前述のとおり、本資金調達方法には、新株予約権が行使されないというリスクがあり、資金を支出する時期までに確実に必要な資金が確保できる保証はありません。本新株予約権による資金調達が実際の資金支出時期に間に合わない場合や本新株予約権による資金調達額だけでは不足する場合には、金融機関からの借入により必要資金の確保を図る予定です。また、調達した資金は、原則として支払時期の早いものから順に充当していく予定であります。なお、調達した資金については、支出までは銀行預金として保管いたします。

株式会社エスプールプラスが展開する障がい者雇用支援サービスのための農園の用地取得及び建設

当社及び当社連結子会社(以下、「当社グループ」という。)が展開する障がい者雇用支援サービスは、企業の障がい者雇用をサポートするサービスで、当社子会社である株式会社エスプールプラスが運営する農園を契約企業に貸し出し、同農園を契約企業の障がい者雇用の事業所として活用してもらうものであります。さらに、障がい者の就職をサポートするための就労移行支援施設も運営しており、同施設にて職業訓練を受けた障がい者の方を契約企業に紹介するサービスも行っております。障がい者の就業場所と人材の両方を同時に提供できるため、契約企業から高い評価を受けております。

当子会社は、現在、千葉県市原市に農園を保有しております。当子会社では、敷地面積およそ4,000坪、ビニルハウス4棟を標準的な農園としており、このサイズの農園を今後3年間は少なくとも年1農園ずつ建設する予定であります。農園の建設には、用地の整地費用、ビニルハウス・管理棟等の建築費用、栽培レーンの設置費用、送迎のためのバス取得費用等の支出を要し、1農園あたりおよそ1億円の投資を見込んでおります。また、前述の市原農園の用地は賃借しておりますが、今後建設する農園については土地の取得も検討しており、その場合の1農園あたりの土地取得費用は2～3億円になるものと考えております。用地を取得した場合、用地取得費用も含めた1農園建設のための総投資額は3～4億円となり、今後3年間少なくとも年1農園ずつ建設するために



は、本新株予約権での資金調達では全投資額をまかなうことができません。不足部分については、金融機関からの借入等を併用する予定であります。

#### 人材派遣等の事業の取得

平成25年11月28日現在において成立が見込まれる事業取得案件はございませんが、当社は後記<本新株予約権の発行の目的及び理由>に記載のとおりM&Aによる人材派遣サービスの事業拡大を検討しており、今期(平成25年11月期)においても事業取得に関する情報収集を継続的に実施しております。個々の事業取得案件の具体的な内容については契約上の守秘義務を負っており言及することはできませんが、平成28年11月に連結売上高100億円を達成するという当社グループの中期経営計画の実現と現在の当社グループを取り巻く外部環境を勘案し、売上高10億円以下の比較的小規模の人材派遣事業の複数の取得を目指しております。なお、人材派遣事業の取得を目指しておりますが、当社グループの既存事業と関連性の強い事業であれば、人材派遣事業以外の事業の取得も積極的に検討してまいる予定です。また、調達した資金で不足する場合は、金融機関からの借入等を併用する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a. 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## c. 割当予定先の選定理由

## &lt;本新株予約権の発行の目的及び理由&gt;

我が国の経済は、安倍政権発足後の円高修正の流れや、デフレ脱却に向けた様々な経済政策、日銀による異次元金融緩和が打ち出されたこと等により、企業収益環境が徐々に改善してきております。欧州や中東等、国際情勢の不安材料は依然として存在しておりますが、企業の設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、国内景気は回復傾向が続いております。雇用情勢についても、このような国内景気の緩やかな拡大を背景に改善傾向にあります。

一方、当社グループは、平成20年秋のリーマン・ショック以降の売上急減により、平成22年11月期末において、33,913千円の債務超過に陥りました。その後、子会社の整理を行い、ビジネスソリューション事業と人材ソリューション事業に経営資源を集中し、再度成長軌道に乗るべく事業構造の改革を進めてまいりました。その結果、平成23年11月期においては、連結当期純利益207,468千円を計上するとともに債務超過状態を脱しております。そこで、当社グループでは、再度事業拡大を図るための体制が整ったと判断し、市場拡大が見込まれるロジスティクスアウトソーシング(注1)や障がい者雇用支援サービス、シェア拡大が見込める人材派遣サービスを成長戦略の軸として成長を実現すべく、平成24年1月12日に中期経営計画「Move Forward 2014」を発表いたしました。本計画においては、平成28年11月期に連結売上高100億円、連結営業利益5億円というものを目標の一つとして掲げており、この目標達成に向けて、現在粛々と施策を進めているところであります。中でも、障がい者雇用支援サービスについては、平成25年4月の障害者雇用促進法で定める障がい者の法定雇用率の引き上げにより大手企業を中心にニーズが拡大しており、今後も大きな事業成長が見込めます。

また、人材派遣サービスについても、厚生労働省を中心に、その望ましい在り方及び必要な制度・対策について検討が進められており(注2)、今後、益々の派遣需要の増加が予想されます。

このように当社グループを取り巻く外部環境は、現在、当社グループ事業にとって追い風となっており、積極的な事業投資により前述の中期経営計画に沿った成長が可能になるものと考えております。特に、障がい者雇用支援サービスについては、当社子会社が管理運営する農園の拡大、増設が必要不可欠であります。一方、人材派遣サービス業界においては、派遣先企業が法令順守等の体制を重視して派遣事業者を選別する動きを継続しており、また、派遣事業者に対する厳しい資産要件等(注3)の存在から事業者の絶対数は減少してくものと思われ、撤退を検討している事業者の人材派遣事業をM&A等を通じて取り込むことが、事業拡大の有効な手段の一つであると考えております。

しかし、他方で、当社グループの財務基盤は依然脆弱であります。平成24年11月期の株主資本は142,544千円、自己資本比率は11.0%に過ぎません。また、有利子負債自己資本比率も472.8%となっており、有利子負債への依存度が高い状態です。従いまして、事業拡大のためには、事業投資のための資金調達とその事業投資に耐えうる経営基盤の強化、すなわち自己資本の増強が必要であると判断し、本新株予約権の発行を決定しました。

なお、当然ながら、新株予約権は行使されないリスクが存在いたしますが、その場合には現在のキャッシュ・フロー内での事業投資となり、当社グループの事業拡大スピードが遅くなるものの、当社グループの平成24年11月末の現預金月商比率は1.4ヶ月で手元流動性は十分確保できており、経営の継続には特に支障はないと判断しております。

(注1) 当社グループのロジスティクスアウトソーシングでは、物流センターにおける業務の全部または一部分を請け負うセンター運営業務と、顧客の荷物を預かり発送業務を請け負う梱包・発送代行業務を行っております。

(注2) 厚生労働省が設置した今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会が平成25年8月に出した報告書によると、今後の制度の在り方の検討に当たっての基本的な考え方として、労働者派遣制度の労働力需給調整における役割を評価しながら、派遣労働者の保護及び雇用の安定等を積極的に図ること、派遣労働者のキャリアアップを推進すること、労使双方にとってわかりやすい制度とすることを挙げています。この報告書を受け、現在、労働政策審議会において審議が開始されており、平成26年通常国会以降に必要な法制上の措置を行う予定となっております。当社グループでは、この法改正が行われれば、業務区分等の現在の複雑な規制がなくなり、派遣を使う側、派遣で働く側、双方にとって自由度が増すことから派遣ニーズが高まるものと考えております。

(注3) 一般労働者派遣を行うための許可基準の一つとして、厚生労働省が労働者派遣事業関係業務取扱要領に純資産の額や現預金残高といった財産的基礎に関する判断基準を規定しています。

#### <割当予定先を選定した理由>

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」という。)を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社グループの事業内容や中期経営計画について当社グループの経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。なお、マイルストーン社とは、代表取締役の浦谷元彦氏が、当社開催のアナリスト向け決算説明会に参加されたことを契機として、その後、本資金調達の提案があり、双方で協議、交渉を進めてきた経緯があります。

このような検討を経て、当社は、平成25年11月28日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在まで、当社を除く上場企業20社以上に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価の推移と新株予約権の行使実績とを比較すると、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

従って、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため行使されないリスクの低減が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最も適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社グループの経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がない旨の説明を受けており、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

#### <本資金調達方法を選択した理由>

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。まず、間接金融(銀行借入)による資金調達であります。現在取引金融機関とは良好な関係を維持しており、追加の借入を行うことは可能であると考えております。しかし、銀行借入では事業拡大に不可欠な自己資本の

増強を図ることができず、また、借入コストの増加という問題もあります。従いまして、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融を選択するに至りました。

直接金融に関する検討において、公募増資及び株主割当増資は、当社グループが平成22年11月期末に債務超過であったということ及び無配であるということから、引受先が集まらないリスクが高く、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

また、第三者割当による新株式の発行につきましても、主要取引先を中心に検討を行いました。一定規模での引受の了承を得られる先を見出すことは困難であると判断いたしました。

当社といたしましては、前述いたしましたように、中期経営計画に沿った事業拡大を目指しており、そのためには一定規模の資金調達及び自己資本の増強が必要であるため、行使されないリスクを内包しているものの、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。なお、本新株予約権がすべて行使され資本の払込が完了すると、平成24年11月末の連結貸借対照表を基準とした場合、自己資本比率は11.0%から31.8%へと大幅に改善する見込みであり、財務基盤の強化に大きく寄与するものと考えております。

#### <本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキームの特徴について>

本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキームには、以下の特徴があります。特に、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定するとともに行使制限条項を設定することで既存株主の皆様の株主価値の急激な希薄化の抑制を図る効果を見込んでおります。

##### (1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は950円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から420,000株で固定され、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

##### (2) 行使指示条項

本契約においては、行使されないリスクを低減するため、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、条件成就日当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、また、条件成就日当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示(以下「行使指示」といいます。)することができます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。各行使指示は、条件成就日当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、条件成就日当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の新株予約権数は直近7連続取引日(条件成就日を含む)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の代表取締役である浦上社平が締結した株式貸借契約の範囲内(130,000株)とすることとしております。

##### (3) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使によって、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(平成25年11月28日)時点における当社発行済株式総数(2,583,400株)の10%(258,340株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

かかる行使制限条項により、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することが可能となります。

##### (4) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(5) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ割当予定先から第三者への譲渡については当社取締役会の承認を要するものであります。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は420,000株であります。

e. 株券等の保有方針

マイルストーン社からは当社の企業価値の向上を期待した純投資である旨の意向を頂いており、本新株予約権については自身での行使を前提としての引受けであり、譲渡を目的とはしておりません。

一方、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明していただいております。市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、今般割当予定先であるマイルストーン社に対して本新株予約権を発行することから、以下のとおり、本新株予約権の引受けに係る払込みに係る資金の保有状況について検討致しました。

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の残高照会の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

具体的には、当社は、平成24年2月1日から平成25年1月31日(注)に係るマイルストーン社の第1期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が2,766百万円、営業利益が49百万円、経常利益が58百万円、当期純利益が76百万円、純資産が96百万円、総資産が924百万円であることを確認し、また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会の帳票の写しを受領するとともに預金通帳を閲覧し、平成25年11月5日現在の預金残高が928百万円であることを確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、上記「第1[募集要項]1[新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)](2)[新株予約権の内容等](注)1 本新株予約権の行使指示」に記載した株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社代表取締役会長兼社長浦上壮平氏との間で、当社株式の貸借契約を締結します。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社ククチョー 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号 代表取締役社長 荒川一枝)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、他社上場企業の第三者割当における評価実績をもとに、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング(以下、「ブルーラス・コンサルティング」といいます。)に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ102.99%)、満期までの期間(2年)、配当利回り(0%)、無リスク利率率(0.094%)等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。当社はこれを参考に、第2回新株予約権の1個当たりの払込金額を7,800円(1株当たり7.8円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成25年11月27日)のJASDAQにおける普通取引の終値950円に決定いたしました。発行価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間(平成25年10月28日から平成25年11月27日)の終値平均969円に対するディスカウント率は2.0%(小数点以下第2位を四捨五入)、当該直前営業日までの3か月間(平成25年8月28日から平成25年11月27日)の終値平均1,138円に対するディスカウント率は16.5%(小数点以下第2位を四捨五入)ですが、当該直前営業日までの6か月間(平成25年5月28日から平成25年11月27日)の終値平均747円に対するプレミアム率は27.2%(小数点以下第2位を四捨五入)となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を採用いたしましたのは、平成25年8月以降の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

本新株予約権の発行価額の判断に当たっては、前述のとおりブルーラス・コンサルティングによる評価を参考にし、本新株予約権の発行条件を勘案した結果、ブルーラス・コンサルティングが評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていることから、前提条件については合理的なものであり、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、本新株予約権の発行価額についても適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役全員も、ブルーラス・コンサルティングは、当社と顧問契約関係になく、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、ブルーラス・コンサルティングが評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関してブルーラス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われる、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより、ブルーラス・コンサルティングによって算出された評価単価を参考に決定した発行価額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は420,000株であり、平成25年11月28日現在の当社発行済株式総数2,583,400株に対し16.26%(平成25年5月31日現在の当社議決権個数25,831個に対しては16.26%)の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、当社グループの財政状態は、平成22年11月期末の33,913千円の債務超過状況を脱し、業績は比較的安定的な状態にはあるものの、財務体質の強化及び事業の一層の拡大に必要な資金の調達を金融機関からの借入だけに期待するのは難しい状況であります。中期経営計画に沿った成長を実現し、継続的に企業価値を高めるためには積極的な事業投資が不可欠であり、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

また、前述の〈本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキームの特徴〉に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため、新株予約権が行使されないというリスクの低減が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり950円であります。これは平成24年11月期の1株当たり純資産55.18円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成22年11月期 293.78円、平成23年11月期80.31円、平成24年11月期 11.92円となっております(当社は、平成24年12月1日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。平成22年11月期及び平成23年11月期並びに平成24年11月期の1株当たり当期純利益は、各期の期首に当該分割が行われたものと仮定して算定しております。)。調達した資金を成長が見込める障がい者雇用支援サービスと人材派遣サービスに投下し、当社グループの業績の拡大を図り、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
浦上 壮平	東京都江東区	572,600	22.17%	572,600	19.07%
吉村 慎吾	東京都世田谷区	531,700	20.58%	531,700	17.71%
マイルストーン・キャピ タル・マネジメント株式 会社	東京都港区赤坂2-17-22	-	-	420,000	13.99%
エスプール従業員持株会	東京都中央区日本橋2-15-3 ヒューリック江戸橋ビル3 階	258,200	10.00%	258,200	8.60%
佐藤 英朗	東京都江東区	110,500	4.28%	110,500	3.68%
赤浦 徹	東京都港区	102,400	3.96%	102,400	3.41%
白石 徳生	東京都八王子市	81,000	3.14%	81,000	2.70%
野村證券株式会社野村 ネット&コール	東京都千代田区大手町2-2- 2アーバンネット大手町ビ ル20階	74,300	2.88%	74,300	2.47%
中村 勝人	東京都足立区	63,300	2.45%	63,300	2.11%
竹原 相光	東京都世田谷区	61,700	2.39%	61,700	2.05%
計		1,855,700	71.84%	2,275,700	75.78%

(注) 1. 平成25年5月31日現在の株主名簿及び議決権総数25,831個を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年5月31日現在の発行済株式総数に、マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数420,000株(議決権4,200個)を加えて算定しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第13期）及び四半期報告書（第14期第3 四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

組込情報である第13期有価証券報告書の提出日（平成25年2月27日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年2月28日提出の臨時報告書）

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく

#### 1 提出理由

当社は、平成25年2月26日の第13期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年2月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、浦上壮平、佐藤英朗、吉村慎吾、赤浦徹及び竹原相光を選任する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 定款一部変更の件	17,652	45	-	(注)1	可決(99.7%)
第2号議案 取締役5名選任の 件				(注)2	
浦上壮平	17,652	55	-		可決(99.7%)
佐藤英朗	17,651	56	-		可決(99.7%)
吉村慎吾	17,652	55	-		可決(99.7%)
赤浦徹	17,654	53	-		可決(99.7%)
竹原相光	17,652	55	-		可決(99.7%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、25,834個であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成25年11月14日提出の臨時報告書)

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づく

## 1 提出理由

当社は、平成25年11月14日開催の取締役会において、平成25年12月1日を効力発生日として、当社のロジスティクスアウトソーシング事業を会社分割(簡易新設分割)により新たに設立する株式会社エスプールロジスティクスへ承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 新設分割の目的

当社グループでは、市場拡大が見込まれるロジスティクスアウトソーシングや障がい者雇用支援サービス、シェア拡大が見込める人材派遣サービスを成長戦略の軸として成長を実現すべく、平成24年1月12日に中期経営計画「Move Forward 2014」を発表いたしました。本計画においては、アウトソーシング志向を明確にし、お客様に支持されるサービスの確立を目指すことを基本方針の一つに掲げており、この基本方針に従って、現在粛々と施策を進めているところであります。特に、ロジスティクスアウトソーシング事業においては、インターネット通販発送代行及び物流倉庫運営代行の両サービス分野で新規案件の獲得が続いております。

当社は、今後、この事業方針を強気に継続していくため、平成25年12月1日を期して、会社分割により当社100%出資の子会社「株式会社エスプールロジスティクス」を新設し、ロジスティクスアウトソーシング事業を新会社に集約することとしました。同事業を子会社化することにより、ノウハウを蓄積してサービスの付加価値を高め、事業拡大及び収益性向上を追求してまいります。

一方で、エスプール本体では、新事業の創出に特化した体制を構築し、より強固な経営基盤の確立を目指してまいります。また、それに加えて、エスプール本体におけるグループ全体の戦略策定および経営管理機能の強化を図ることで、経営資源の成長事業への効率的な投資を行うとともに、グループのコーポレート・ガバナンスの強化を進めてまいります。

### (2) 新設分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立いたします株式会社エスプールロジスティクス(新設会社)を承継会社とする簡易分割による新設分割方式です。本件分割は、会社法805条の(簡易新設分割)の規定により、同法804条第1項に定める株主総会の承認を得ないで分割を行います。

### (3) 新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数

本分割に際し新設分割設立会社となる株式会社エスプールロジスティクスは、普通株式600株を発行し、当該新設分割により承継する権利義務に代えて、そのすべてを新設分割会社となる当社に対して割当交付いたします。

### (4) 新設分割計画の内容

#### 分割の日程

平成25年11月14日 分割計画承認取締役会

平成25年12月1日(予定) 効力発生

#### その他の新設分割計画の内容

当社が平成25年11月14日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後記のとおりであります。

### (5) 新設分割に係る割り当ての内容の算定根拠等

当社単独の新設分割であるため、該当事項はありません。

(6) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社エスプールロジスティクス
本店の所在地	東京都中央区日本橋二丁目15番3号
代表者の氏名	代表取締役 浦上 壮平
資本金の額	30百万円
純資産の額	41百万円(予定)(注)
総資産の額	171百万円(予定)(注)
事業の内容	ロジスティクスアウトソーシング事業

(注)平成25年9月30日現在の当社の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に分割する資産及び負債の金額は上記とは異なります。

(以下、新設分割計画の内容)

#### 株式会社エスプールロジスティクス 新設分割計画書

株式会社エスプール(以下「当社」という)は、次のとおり新設分割計画書(以下「本計画書」という)を作成する。

#### 第1条(新設分割)

当社は、日本橋にて行っているビジネスアウトソーシング事業のうち物流関連事業(以下「本件事業」という)に関して有する第4条に定める権利義務を分割により新たに設立する会社(商号「株式会社エスプールロジスティクス」、以下「新設会社」という)に承継させるために、本計画書の定めるところにより、新設分割(以下「本件分割」という)を行う。

#### 第2条(新設会社の定款で定める事項等)

新設会社の本店所在地は、東京都中央区日本橋二丁目15番3号、会社成立と同時に設置する支店所在地は、東京都港区高輪三丁目24番16号とし、新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりとする。

#### 第3条(新設会社の設立時役員等の氏名)

新設会社の次の各号に掲げる設立時役員等の氏名は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 設立時取締役 浦上 壮平
- (2) 設立時監査役 徐 進

#### 第4条(新設会社に承継する権利義務)

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に定めるところによる。なお、本件分割にあたり承継される債務は、当社が重畳的債務引き受けを行い連帯債務を負うものとする。

#### 第5条(簡易新設分割)

当社は、会社法第805条の規定により、同法第804条第1項に定める株主総会の承認を受けないで本件分割を行う。

#### 第6条(新設会社が本件分割に際して交付する株式の数)

新設会社は、本件分割に際して普通株式600株を発行し、その全てを第4条に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

## 第7条(新設会社の資本金および準備金の額等に関する事項)

新設会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 設立時資本金額 30,000,000円
- (2) 設立時資本準備金額 11,138,161円
- (3) 設立時資本剰余金額 株主資本等変動額(会社計算規則第49条第1項に定めるものをいう)から資本金額および資本準備金額の合計額を減じて得た額
- (4) 設立時利益準備金額 0円
- (5) 設立時利益剰余金額 0円

## 第8条(分割期日)

会社法第924条第1項第1号へに基づき当社が定める日(以下「分割期日」という)は平成25年12月1日とし、同日から2週間以内に新設会社の設立登記を行うものとする。ただし、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会の決議により分割期日を変更することができる。

## 第9条(競業避止義務の免除)

当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

## 第10条(分割条件の変更および本件分割の中止)

本計画書作成の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

## 第11条(本計画書の効力)

本計画書は、効力発生日までに当社の取締役会の承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

## 第12条(本計画書に定めのない事項)

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成25年11月14日

東京都中央区日本橋二丁目15番3号  
株式会社エスプール  
代表取締役 浦上 壮平 印

## 別紙 1

## 定 款

## 第 1 章 総 則

## （商 号）

第 1 条 当社は、株式会社エスプールロジスティクスと称し、英文では、S-Pool Logistics, Inc.と表示する。

## （目 的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1．労働者派遣事業法に定める派遣
- 2．事務処理、経理処理、電子計算機処理その他各種産業上の業務処理の受託
- 3．販売促進活動に関する申込受付、顧客管理・営業代行業務等の受託
- 4．運送業、倉庫業における梱包、仕分、積み込み、積み降ろし、入出庫作業、及び管理業務の受託
- 5．動産賃貸業
- 6．倉庫業
- 7．貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送業
- 8．有料職業紹介事業
- 9．人材の職業適性能力の開発のための教育研修
- 10．企業における人材の採用及び雇用に係るコンサルティング業務
- 11．各種教養講座、公演、セミナーの企画、運営及び開催
- 12．出版業
- 13．経営のコンサルティング業務
- 14．通信販売による受注、顧客管理、商品管理、商品発送の代行
- 15．コールセンターの運営業務、業務委託請負
- 16．物流センターの運営・管理の受託業務
- 17．物流センターの管理運営及び物流情報の収集処理業務
- 18．商品の輸送・配送、在庫管理、原価管理、物流センターの管理運営及び商品の梱包業務に関するノウハウの提供業務
- 19．ダイレクトメールの発送代行業務
- 20．ダイレクトメールの顧客に関する情報処理サービス業、情報提供サービス業
- 21．有価証券の売買
- 22．企業に対する投資、融資及び経営指導に関する業務
- 23．損害保険の代理及び、生命保険の募集に関する業務
- 24．不動産の売買、仲介、賃貸及び管理に関する業務
- 25．前各号に附帯する一切の業務

## （本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

## （機関構成）

第 4 条 当社は、会社法第 3 2 6 条第 2 項に定める機関のうち監査役を設置する。

## （公告方法）

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第 2 章 株 式

## （発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

（株券の不発行）

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する株式の売渡し請求）

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。  
ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録）

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

（基準日）

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出等）

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

（招集）

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。



（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第19条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役、代表取締役及び監査役

（取締役の員数）

第21条 当社の取締役は、5名以内とする。

（取締役の選任及び解任の方法）

第22条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。  
取締役の選任については、累積投票によらない。  
取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（取締役の任期）

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第24条 当社に取締役が2名以上あるときは代表取締役1名を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。  
代表取締役は社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。  
社長は、当社を代表とし、会社の業務を統轄する。

（役付取締役）

第25条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

（業務執行）

第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。  
社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

## (監査役の数)

第27条 当社の監査役は、2名以内とする。

## (監査役の選任及び解任の方法)

第28条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

## (監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

## (報酬等)

第30条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## (社外取締役等の会社に対する責任の制限)

第31条 当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、社外取締役については100万円以上、社外監査役については100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

## 第5章 計 算

## (事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

## (剰余金の配当及び除斥期間)

第33条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

## (最初の事業年度)

第34条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成26年11月30日までとする。

## (設立時の取締役及び監査役)

第35条 当社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役 浦上 壮平

設立時監査役 徐 進

## (設立時の代表取締役)

第36条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 浦上 壮平

## 別紙 2

## 承継権利義務明細表

新設会社の成立の日において、新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務については次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、平成25年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

上記にも関わらず、法人格が変わることに対して移転が認められないもの、契約上移転できないもの、若しくは許認可の再取得や契約の再締結が必要なもののうち本件分割の日までに対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外する。

## 1. 資産

新設会社は、本件事業に属する売掛金(一部を除く)のみを承継するものとする。

## 2. 負債

新設会社は、本件事業に必要な運転資金に相当する借入金のみを承継するものとする。

## 3. 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権(以下「知的財産権」という)は、新設会社にその実施権または使用权を付与する。

## 4. 雇用契約以外の契約上の地位

(1) 新設会社は、本件事業に属する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、保証契約その他の契約(知的財産権その他上記1または2において当社から新設会社に承継されない資産又は負債にかかる契約を除く)における契約上の地位およびこれらの契約に付随する権利義務を承継する。ただし、これらの契約のうち、当社の本件事業以外の事業に関わる契約については、本件事業に関わる部分についてのみ承継される。

(2) 上記(1)の規定は雇用契約については、適用しない。

## 5. 雇用契約等

本件分割により新設会社の成立の日において、主として本件事業に従事する従業員との雇用契約は、当社に籍を置いたまま新設会社に出向し、従来職務に従事する。

## 6. 許認可等

新設会社は、本件事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについて承継するものとする。

以 上

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日	平成25年2月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第3四半期)	自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日	平成25年10月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月3日

株式会社エスプール  
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 木 智 博 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土 居 一 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスプールの平成24年12月1日から平成25年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年6月1日から平成25年8月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年12月1日から平成25年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスプール及び連結子会社の平成25年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年2月27日

株式会社エスプール

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 木 智 博

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 尻 慶 太

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスプールの平成23年12月1日から平成24年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスプール及び連結子会社の平成24年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エスプールの平成24年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社エスプールが平成24年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成25年2月27日

株式会社エスプール

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 木 智 博

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 尻 慶 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスプールの平成23年12月1日から平成24年11月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスプールの平成24年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。